## 衛生管理計画( 黒糖製造 編)①

営業者					
営業所所在地					
屋号					
食品衛生責任者					
作成した日	年	<b>三</b> 月	日		

- ・実施する項目にチェックを入れてください。
- ・実施方法が異なる場合は、「その他」に記入してください。
- ・実施が定期的の場合は、「定期的( )」の()に頻度を記入してください。

## 一般的衛生管理のポイント(毎日)

管理項目		実施方法							
		いつ(タイミング)	どのように	問題があったときはどうするか					
手洗い		□ 作業場に入る毎 □ その他( )	□ P.11の「基本の手洗い手順」に準じて行う。 □ その他(	□ 手洗いが行われていない場合,すぐに手洗いを行わせる。 製品に触れた場合は製品を廃棄する。 □ その他( )					
1 一般事項 健康管理		□ 作業開始前 □ その他( )	□ 体温・嘔吐等の健康状態のチェックをする。 □ 手指の傷等のチェックをする。	□ 状況により作業に従事させない、もしくは製品に直接触れない部署等への配置転換を行う。					
衛生管理 2 施設・設備の衛 生管理		□ 作業開始前 □ 作業中 □ その他( )	□ その他( □ 施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持する。 □ 施設内に、不必要な物品を持ち込まない。 □ 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つ。 □ 施設内の採光、照明及び換気を十分に行い、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行う。 □ 窓及び出入口は、開放しない。	□ その他( ) □ 清掃を実施すると共に従業員に再教育を行う。 □ 作業に無関係な物品の持込を確認した場合,物品を作業場から出し、破損や紛失がないか確認する。 □ 開放する場合は、じん埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずる。					
トイレの清拵		□ 毎日1回以上 □ その他( )	<ul><li>□ その他( )</li><li>□ トイレ内を清掃, 消毒する。</li><li>□ その他( )</li></ul>	□ その他( ) □ 業務中にトイレが汚れていた場合は、洗剤で再度洗浄し、 消毒する。 □ その他( )					
3 食品取扱施設等の保守·衛生管理		□ 作業開始前 □ 汚染の都度 □ 作業終了後 □ その他(	□ 機械設備は、使用前に点検し、問題のないことを確認した上で使用する。 □ 機械器具及び分解した機械器具の部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管する。 □ 機械器具及び分解した機械器具の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用する。 □ へラ・ハンドスコップ、保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させる。 □ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱に十分注意する。 □ 清掃用器材は、使用の都度、洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管する。 □ 手洗設備は、適切に維持し、適切な石けん、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておく。 □ 洗浄設備は、清潔に保つ。	□ 故障又は破損があるときは、速やかに恒久的な補修をし、常に適正に使用できるよう整備する。 □ 機械の部品や器具の異常・破損が確認された場合は原因を調査し対策をとる。 □ 再度、清掃を実施すると共に従業員に再教育を行う。 □ 容器に内容物の名称を表示する。 □ ペーパータオル等を補充する。 □ 洗浄の効果を検証する。					

4 使用水等の管理	□ その他( )	<ul><li>□ 色, 濁り, 臭い, 異物の有無について, 確認する。</li><li>□ その他( )</li></ul>	□ 原因を追及し、必要に応じて保健所の連絡・相談しする。 □ その他( )	,対応
5 ねずみ・昆虫対策	□ 作業中 □ 作業終了後 □ その他( )	<ul> <li>□ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、黒糖を汚染しないようその取扱いに十分注意する。</li> <li>□ 原材料、製品、包装資材等は容器に入れ、床又は壁から離して保管する。</li> <li>□ 一端開封したものについては、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管する。</li> <li>□ 施設内では動物を飼育しない。</li> </ul>	□ 黒糖が汚染された場合は、廃棄する。 □ 蓋付きの容器に入れ、保管する。	
		□ その他( )	□ その他( )	
- 120214 120 321 - 3 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -	□ 作業中 □ 作業終了後 □ その他( )	<ul> <li>□ ゴミは、可燃・不燃を選別し、所定の場所に保管する。</li> <li>□ 廃棄物の容器は、蓋付きで、他の容器と明確に区別する。</li> <li>□ 汚液又は汚臭がもれないように常に清潔にしておく。</li> <li>□ 廃棄物は、作業場内に保管しない。</li> <li>□ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理する。</li> <li>□ 排水溝は、廃棄物の流出を防ぎ、清掃及び保守を行う。</li> </ul>	□ 早急に所定の場所に移動させる。 □ 清掃を実施すると共に従業員に再教育を行う。 □ 排水溝の場合、水の流れを改善する。	
		□ その他( )	□ その他( )	

## 一般的衛生管理のポイント(定期)

管理項目		実施方法						
		いつ(タイミング)	どのように	問題があったときはどうするか				
1			□ 新規資材の購入都度 □ その他( )	□ メーカーからの仕様書,分析成績書等を入手する。 □ 保管中,製造中,床に直置きしない。	□ 食品安全性を確認できない場合は購入しない。 □ 壁から一定の距離をとり、パレット上に保管する。			
		(月旬灰, 流面削等)		□ その他( )	□ その他( )			
2	2 施設・設備の衛生管理		□ 定期的( ) □ その他( )	□ 施設及びその周辺は、除草や清掃する。 □ 更衣室、休憩室を清掃し、整理整頓する。	□ ゴミや汚れがあれば清掃する。 □ 異常箇所等の修繕を行う。			
				□ その他( )	□ その他( )			
3	食品取扱施設等の	の保守・衛生管理	□ 定期的( ) □ その他( )	□ 機械器具は適正に使用できるよう整備する。	□ 整備をする。			
				□ その他( )	□ その他( )			
4	4 使用水等の管理		口 定期的( )	□ 水道水以外の水の場合は、年に1回以上水質検査を実施する。	□ 水質検査の結果、飲用不適となったときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずる。 □ 貯水槽を再度洗浄・消毒を行い、その後再度水質検査を			
ľ	区川水中の日生		□ その他( )	□ 受水槽を使用する場合は、清掃し、清潔に保つ。 □	行う。			
				□ その他( )	□ その他( )			
5	ねずみ・昆虫対策	Ī	□ 定期的( ) □ その他( )	□ ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除する。 □ 窓,ドア,吸排気口の網戸,トラップ,排水溝の蓋等の設置により,ねずみ,昆虫の施設内への侵入を防止する。 □ 年2回以上,ねずみ及び昆虫の駆除作業を実施し,その実施記録を1年間保管する。	□ ねずみ又は昆虫の発生を認めたときには、食品に影響を 及ぼさないように直ちに駆除する。 □ 捕獲装置の点検及び侵入経路の確認を行い、進入口を塞 ぐ。			
				□ その他( )	□ その他( )			
7 回収・廃棄		□ 定期的( ) □ その他( )	□ 回収に係る責任体制, 具体的な回収の方法, 保健所等への報告等の手順を定める。 □ 回収等を行う際は, 必要に応じ, 当該回収等に関する公表について考慮する。	□ 回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行う。 □ 回収された当該品は、通常製品と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従う。				
				□ その他( )	□ その他( )			
8	情報の提供		□ 定期的( ) □ その他( )	□ 消費者に対し、安全性に関する情報提供に努める。 □ 消費者からの健康被害・苦情及び食品衛生法に違反する黒 糖等に関する情報について、保健所等に速やかに報告する。				
				□ その他( )	□ その他( )			
9	食品取扱者の衛生	生管理•教育訓練	□ 定期的( ) □ その他( )	□ 食品取扱者及び関係者に対し、衛生教育を実施する。 □ その他(	□ 衛生教育を実施する。 □ その他( )			

衛生管理計画(	黒糖製造	編)②
M — 6 ~ H H \		1/110/

営業者								
営業所所在地								
屋号								
食品衛生責任者								
作成した日	í	Ŧ	 月	日				

・実施する項目にチェックを入れてください。

・実施方法が異なる場合は、「その他」に記入してください。

## 重点管理のポイント

製品名:
------

AT TO ST.	実施方法						
管理項目	いつ(タイミング)	どのように	問題があったときはどうするか				
	□ 作業開始前	□ 金属探知機設置事業所ではテストピースにより正常に稼働しているかどうかを確認する。	<ul><li>□ 逸脱があった場合、その前の確認時以降の製品を別に保管する。</li><li>□ 再度正常に作動することが確認された金属探知機を通し、製品に異常がないことを確認する。</li></ul>				
金属異物の確認	□ 作業終了後 □ その他( )	□ その他( )	□ その他( )				
		□ 金属探知機のない事業所では、金属製道具を目視点検 等で破損等の有無等を確認する。	□ 破損等があった場合は、その前の確認時以降の製品は出 荷停止する。				
		□ その他( )	□ その他( )				